

判決年月日	平成24年2月29日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）10108号		
「4－アミノジフェニルアミンの製造法」に係る発明について、プロトン性物質として水を用いる場合に無水条件を含む構成が含まれる点において、引用発明と同一の発明であるということができるとして、これと異なる審決の判断に誤りがあるとした事例			

（関連条文）特許法29条1項3号

本件は、原告が、発明の名称を「4－アミノジフェニルアミンの製造法」とする本件特許に対する無効審判請求について、特許庁が同請求は成り立たないとした本件審決の取消しを求める事案である。

本件は、次のとおり判示して、本件発明1は、プロトン性物質として水を用いる場合に、無水条件を含むものであるから、この構成が含まれる点において、引用発明と同一の発明であるというほかなく、新規性を有しないものというべきであるなどとし、これと異なる審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

「本件明細書では、「調節された量」について、アニリンを溶媒として用いた場合に、プロトン性物質として水が使用される場合は、上限値が4％であることは記載されているが、下限値がゼロであってはならないとの記載はなく、むしろ、無水条件下で行うことができるかもしれないことが記載されている。しかも、実施例において、反応系に水は添加されていない。むしろ、無水条件化の方が、収量が最大となることが示されているものである。」「したがって、プロトン性物質の「調節された量」について、プロトン性物質として水を使用した場合には、無水条件、すなわち、当該水の量がゼロの場合が含まれるものということができる。」「引用例に、「アニリン及びニトロベンゼンを…1種以上の4－ADPA中間体を生ずるように調節された量のプロトン性物質…の存在下に反応させる」か否かが記載されていないことが、プロトン性物質を使用しない状態でその反応が行われることを意味するものであったとしても、その結果として、引用発明においても、アニリンとニトロベンゼンとの反応によって「4－ADPA中間体」に該当する化合物が生じているのであるから、本件発明1において、「調節された量のプロトン性物質」について、無水条件下であれば、プロトン性物質を使用しない状態でその反応が行われる場合と、引用発明とは、同じ条件下において、4－ADPA中間体を製造する方法であるということが出来る。したがって、相違点2は、以上認定の限度において、実質的な相違点ということとはできない。」

「引用例には、アニリンが溶媒であることや、反応を溶媒中で行うことについて、明記されていないが、引用発明には、僅かではあっても過剰のアニリンを反応液中に含んでおり、過剰のアニリンが溶媒として機能することは否定できないし、そもそも化学反応において、必要に応じて、適宜、溶媒を用いることは、当業界における常套手段の付加にすぎないことが明らかである。したがって、相違点1も、実質的な相違点ということとはできない。」

「以上からすると、相違点 1 及び 2 はいずれも実質的な相違点ということとはできず、本件発明 1 は、プロトン性物質として水を用いる場合に、無水条件を含むものであるから、この構成を採用する点において、引用発明と同一の発明であるというほかなく、新規性を有しないものというべきである。」

「本件審決は、本件発明 1 に従属する本件発明 2 ないし 2 6 についても、本件発明 1 が新規性及び進歩性を有する以上、本件発明 1 と同様に新規性及び進歩性を認めている。しかしながら、前記 2 のとおり、本件発明 1 についての新規性に係る判断が誤りである以上、本件発明 2 ないし 2 6 の新規性及び進歩性に係る本件審決の前記結論を直ちに是認することはできない。」